

# 中小企業季節資金融資

問い合わせ先：商業観光課 商業振興係 TEL 40-2318 (直通)

## 中小企業季節資金融資概要

### 1. 制度の目的

市内中小企業者の季節的資金需要期に運転資金の供給を円滑化し、中小企業の振興を図ることを目的とする。

### 2. 融資の対象

市内に事業所を有する中小企業者とする。

### 3. 資金の預託

予算の範囲内において、融資資金源を取扱金融機関に預託する。（協調倍率3倍以上）

### 4. 融資の条件

融資額 一企業 500万円以内（夏期、年末）

資金使途 運転資金

融資期間 6ヵ月以内

申込期間 夏期（6月1日から10月31日）、年末（11月1日から3月31日）

預託期間 6月1日から 3月31日 10ヵ月間

預託利率 無利子

返済方法 一括・月賦

融資利率 金融機関と市長の協議により決定

保証人 金融機関の定めるところとする。

担保 金融機関の定めるところとする。

申込方法 直接取扱金融機関とする。



## 契 約 書

藤岡市（以下「甲」という。）は藤岡市中小企業季節（夏期、年末）資金融資規則（以下「規則」という。）に基づき、藤岡市財政資金を貸し付け、（以下「乙」という。）がその借入れを行うに当たり、甲と乙の間に次の契約をする。

- 第1条 甲は乙に対し、規則に基づく 年度分預託金として 年 月 日、金 円を貸し付け、乙はこれを借り受けるものとする。
- 第2条 甲の貸付期限は、 年 月 日までとする。
2. 乙は、甲の都合により、貸付金の全部または一部について償還を求められても異存ないものとする。
- 第3条 甲の貸付金にかかる利子は無利子とする。
- 第4条 乙は、この借入れにかかる元金を、甲の発行する納付書により、指定された期日までに指定された場所に納付するものとする。
- 第5条 本契約に伴って、乙は、甲の指定する証書等を甲に差し入れるものとする。
- 第6条 乙は、この資金の運用について、規則に基づいて発せられた甲の指示に基づいて、行わなければならないものとする。
- 第7条 乙は、この借入れについての一切の責任をもち、借入れ中に生じた損失については、理由の如何を問わず甲に弁償するものとする。
- 第8条 この契約に定められた事項について変更の必要が生じたときは、甲及び乙はその都度協議するものとする。

以上の契約の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙は各々その1通を保有する。

年 月 日

甲 群馬県藤岡市中栗須327番地  
藤岡市長 印

乙  
印

請 求 書

金 額									円
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	---

ただし 中小企業季節資金預託金

上記のとおり請求します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

下記の預金口座へ振込んで下さい。

金 融	銀行	普通預金	請求書	
	金庫	支店 当座預金		
	組合	支所 別段預金		
機関名	農協	No.	番 号	

藤 岡 市 長 様



